

議案第110号

石岡市ふれあいの森条例の全部を改正する条例を制定すること
について

石岡市ふれあいの森条例の全部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により
議会の議決を求める。

令和2年11月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市ふれあいの森の大規模リニューアルに伴い、石岡市ふれあいの森条
例の全部を改正するため。

石岡市ふれあいの森条例

石岡市ふれあいの森条例（平成18年石岡市条例第43号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域が有する里山の自然を活用した滞在型の観光及び交流を推進するため、石岡市ふれあいの森（以下「ふれあいの森」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ふれあいの森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石岡市ふれあいの森	石岡市下青柳282番地1

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にふれあいの森の管理を行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行うふれあいの森の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 有料遊具及び宿泊施設（以下「有料施設」という。）の利用の許可に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用時間）

第5条 ふれあいの森の利用時間は、規則で定める。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休業日）

第6条 ふれあいの森の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開業し、又は休

業することができる。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。
- (2) 12月28日から翌年1月2日までの日
(利用の許可)

第7条 ふれあいの森の有料施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により利用を許可する場合は、管理上必要な条件を付すことができる。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ふれあいの森の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、ふれあいの森の管理上支障があると認められるとき。

(入場及び施設利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入場及び許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) ふれあいの森の施設を利用する者（以下「利用者」という。）が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為をしたとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可申込みの際、内容を偽り、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認め

られるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、ふれあいの森の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、ふれあいの森の有料施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第11条 利用者のうち、有料施設を利用する者は、指定管理者にふれあいの森の有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第14条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由によりふれあいの森を利用できないときは、利用料金を返還

することができる。

(損害の賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失によりふれあいの森の施設、設備等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第16条 この条例又はこれに基づく規則に定める利用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、市は一切その責めを負わない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の石岡市ふれあいの森条例（平成18年石岡市条例第43号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

3 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市ふれあいの森条例（平成18年石岡市条例第43号）」を「石岡市ふれあいの森条例（令和2年石岡市条例第 号）」に改める。

別表（第11条関係）

ふれあいの森有料遊具利用料金

（単位：円）

区分	スポーツスライド	スカイサイクル	望遠鏡
大人	1回当たり 500	1回当たり 400	1回当たり 100
小人	1回当たり 320 回数券（4回分） 1,060		

備考

- 1 大人料金は、16歳以上とする。
- 2 小人料金は、8歳以上16歳未満とする。
- 3 8歳未満は、大人同伴とする。

ふれあいの森宿泊施設利用料金

（単位：円）

区分	単位	金額
ロッジ（定員4名）	1棟1泊	44,000
グランピングサイト	1箇所1泊	40,000

備考 この表に掲げる金額には、食事代は、含まれない。